

(第一類 第一回国会)

内閣委員会議録第十三号

(二九〇)

昭和四十九年三月十二日(火曜日)

午後一時二十二分開議

出席委員

委員長 德安 實藏君

理事 加藤 阳三君

理事 上原 康助君

理事 笠岡 恭一君

理事 竹中 修一君

理事 三塚 博君

理事 横路 和田 大出

理事 宗徳君

理事 中山 正暉君

理事 安司君

理事 大石 千八君

理事 近藤 鉄雄君

理事 旗野 進一君

理事 吉永 治市君

理事 吉田 法晴君

理事 濱長龜次郎君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

(官)

外務大臣

厚生大臣

國務大臣

總理府總務長

官房長官

内閣總理大臣官房總務審議官

厚生省環境衛生局長

厚生省援護局長

厚生大臣官房長

厚生省環境衛生官佐々成美君

厚生省援護局長八木哲夫君

厚生大臣官房長曾根田郁夫君

厚生大臣官房長石丸隆治君

厚生大臣官房長瓜生順良君

厚生大臣官房長會根田郁夫君

内閣委員会調査室長

本邦敬信君

委員の移動

三月九日

同日 鬼木 勝利君
岡本 富夫君
同月十一日 湯山 勇君
岡本 富夫君
鬼木 勝利君
同月十一日 辞任
安里横千代君
受田 新吉君
同月十一日 補欠選任
湯山 勇君
横路 孝弘君
鬼木 勝利君

三月十一日
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)
案(内閣提出第七四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(第七十
一回国会閣法第一四号)(參議院送付)
厚生省設置法の一部を改正する法律案(第七十
一回国会閣法第九号)(參議院送付)

○德安委員長 これより会議を開きます。
總理府設置法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

本案につきましては、去る七日、すでに質疑を
終了いたしております。
これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許し
ます。大出俊君。

○大出委員 總理府設置法につきまして、実は反
対をしたいわけなんありますが、皆さんの出し

方がないへん巧妙でございまして、迎賓館にかか
わる問題とあわせまして、同和に関する提案を抱
き合わせておいでになるわけあります。同和問題を

も、実は後期の五ヵ年計画に入る時期であります。各
党代表がその趣旨を述べて、まとめた法案でありま
すだけに、むしろなぜもつと金も使い、いたす
べきことをいたさないかという意味で、同和問題
は、政府のしりをたたきたいわけあります。

したがって、結果的に、万やむを得ず、抱き
合わせてございますので賛成をすることにいたし
ましたが、第一の迎賓館というのは、外務大臣お
いでになりますけれども、まことにけしからぬ。
初代館長といふのも、これが外務省の長老でござ
います。いまは内定というわけであります。ところ
が、ホテル・オーラーなどかホテル・オーラーだ
とか帝国ホテルだとかいうホテル業界には、いず
れもこれは、最近、牛場さんあたりまでホテル関
係においてになりますが、外務省OBがみんなホ
テルの会長をやつておつたり、そんなことです。
したがつて、外國からお客様が来て迎賓館に泊
まる、その料理はわがほうでという、つまり、あ
るホテルにすれば迎賓館御用達、こういうことに
なるでしょう。だから、えらい騒ぎであります。
大きな利権もからんでいる。結果的に四つのホテ
ルが、一緒に迎賓館のお入りを認められるとい
う。だから、てっぴんは全部外務省のOB、初代
館長も外務省の先輩、こういうことをやってお
たんじや、何と言われても納得できない。
しかも予算内容は、當総費だ云々だと言います
けれども、修理ではない。五億円かけて新しい日
本風のものをちゃんと建てる。修理という名
前のものに新しい建物をつくっている。これまた
断じて認めがたいところであります。

さらくもう一つ、建物をつくつてから、あるいは
はまだ修理をしてから、さて法律を出してくる。
この手続きもざることながら、さらに問題にな
りますのは、官僚のたいへん都合のいいボストを
つくるというねらいがある。迎賓館の館長とい
う

のは、相当な俸給、相当な地位であります。将来
得がたいボストになつてまいります。このことを
事務当局に聞きましたら、いや先生、実はそのこ
とを正面の理由にはいたしません、こういう答弁
がはね返る。全くもつて看過しがたい経過でござ
います。

まして百億からの金を使うのであるとされ
ば、極端な物価狂騰、インフレの中で、各施設
に収容されている方々にしても、母子家庭にして
も、身障者の方々にしても、そういった谷間にし
わが寄るのはあたりまえであります。春闌共闘委
員会が、国民春闌の名のもとに政府に回答を求め
たわけですが、わずか一人当たり二千円の
一時金であります。総額百二十億足らず、迎賓館
に百億からの金をかけるということならば、ほか
にやらなければならない筋道は、一ぱいあるわけ
でございます。

したがつて、この迎賓館にかかるこの問題に
ついては、てっぴんから下まで全くもつて反対で
あります。ただ、皆さんがないへん巧妙な出し方
をされ、同和対策とあわせて出してまいりました
ので、その意味では、やむを得ず法案全体として
賛成の態度をとりますが、このことについては、
後々のこととがござりますので、私どもの態度を明
確にさせておいていただく次第であります。

特に本法案に示されました同和対策協議会を五
年間延長することは、同和対策事業特別措置法が
昭和五十四年三月三十一日まで有効であることが
ら見て、これに合わせることは当然であり、当面、
必要な措置であります。ただ、日本共産党・革新
共同は、今回の法改正と関連して、若干の問題を
指摘し、その改善を要求するものであります。

その第一は、学識経験者十名と関係行政機関の職員十名、計二十名で構成される同和対策協議会のその構成に関する事項です。

たとえば同協議会の構成メンバーで学識経験者

十名中、全日本同和会代表二名、部落解放同盟の代表二名となっていますが、部落解放同盟正常化全国連絡会議代表は一名も加えられておりません。

部落解放運動が複雑な状況にあり、部落解放同盟と部落解放同盟正常化全国連絡会議が現実に

存在している状況のもとで、一方の組織の代表のみが代表を同和対策協議会のメンバーとすることには片手落ちであり、公正とはいえない。

政府が公正な同和行政をいうのであるなら、現に十一都

府県に組織をもつておらず、同和行政の公正、民主的実施のために活動している部落解放同盟正常化全国連絡会議の代表を、その構成メンバーに入れ

て、公正を期すべきであります。それこそが未解

放部落住民の要求でもあります。

第二の点は、以上の構成メンバーの不公正と関連して、同和行政が必ずしも公正に進められないことがあります。たとえば地方自治体における同和行政の窓口一本化や、大阪羽曳野市及び兵庫県西宮市等に特徴的にあらわれているような、部落解放同盟朝田善之助一派による暴力的な蛮行を容認するという不徹底さを持つていてあります。

これらは、同和行政の公正化に反するものであり、未解放部落住民の意見、要求を正しく反映していないといわざるを得ません。

日本共産党・革新共同は、同和対策協議会が同和行政推進に一定の役割りを果たしていることを評価し、本法案に賛成するのですが、あわせて同和対策協議会の民主化と、同和行政の公正な推進を強く要求するものであります。

以上の点を表明して、賛成討論とします。

○德安委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

総理府設置法の一部を改正する法律案について

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○德安委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○德安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

第六条第一項を次のように改める。

第八条第一項第九号を次のように改める。

第九 所管行政に係る国際協力に関する事務に関する

環境部を置く。

第七条第三項中「及び援護局」及び「それぞれ」を削る。

第八条第一項第九号を次のように改める。

九 所管行政に係る国際協力に関する事務に関する

環境部を置く。

第十 人口動態統計その他所管行政に必要な統計を作成し、及び提供し、並びにその作成に必要な調査を行なうこと。

第十二条第一項中「統計調査部」を「統計情報部」に改める。

十三 人口動態統計その他所管行政に必要な統計を作成し、及び提供すること。

第十八条第二項中「統計調査部」を「統計情報部」に改める。

十四 所管行政に関する一般的な資料その他の情報の収集、整理及び分析を行ない、その結果を提供すること。

第五条第一項第十二号及び第十四号を次のように改める。

第六条第一項中「統計調査部」を「統計情報部」に改める。

第七条第一項第十二号及び第十四号を次のように改める。

第八条第一項第十二号及び第十四号を次のように改める。

第九条第一項を次の一項を加える。

第二十一条第五項中「助産婦及び衛生検査技師」を「その他の医療関係者に改める。

第二十二条第五項中「理学療法士及び作業療法士」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十六条の二に次の二項を加える。

4 国立ろうあ者更生指導所に、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の福祉のための事業に從事する者の養成施設を附置することができる。養成施設に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三十六条の八第三号中「船員保険」を「船員保険の被保険者に関する記録並びに船員保険」に改める。

第五条第九号中「及び調査資料を頒布し、又は刊行する」を「調査資料その他の情報を作成し、及び提供する」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○鷹安委員長 本案につきましては、さきの第七回会におきまして、本院において議決せられ、
参議院において継続審議となり、去る二月二十二日再び本院に送付してまいつたものであります。
したがいまして、その趣旨はすでに十分御承知のことと存じますので、この際、提案理由の説明は省略し、直ちに質疑に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○鶴安委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○德安委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大田委員 昨年、この委員会で審議をいたしましたときにも、「一、三申し上げたのあります」が、また今国会の予算の分科会におきまして、質疑の申し出をいたしましたが、理事の方々の御判断で、この法律が衆議院に回付された際に、そこでやつていただけぬかという実はお話をございまして、私、了承いたしましたので、三十分程度の時間で質問をさせていただきます。

その前に、一つ承てておきたいのですから、
シング島から小野田さんがお帰りになる。無事にお
帰りになるということで、たいへん私も人一倍う
れしいわけであります。実はあの方は、私と同年
輩でございまして、豊橋の第二予備士官学校の御
出身でございます。私は同じ時期に、第一予備士
官学校におりまして、すぐそばでございますが、
校舎が違いますので、お目にかかるた時はござ
いませんが、そういう意味でも、人一倍うれし
く感じるのであります。それだけに、新聞を見て
おりまして、私の判断の誤りで、たいへん皆さん
に御迷惑をかけたということを小野田さんが申し
ておられます。これに対して、新聞で町の方々
の御意見が出ておりますが、判断を誤ったのは、
小野田さんではなくて、時のこの国の政府の指導

者の判断の誤りではないのかと、こういう論評が出ておりました。私は、まさにそのとおりだと思いました。三十年間の空白を静かに御自身が考える時間を、そういうた環境をつくつてあげる必要があるのではないかという気がするのであります。

あわせて、一つだけ承っておきたいのであります。いままで厚生省は、各地域、つまり南方地域なんか特にそうでありますから、生存者がなおおるという情報をお持ち帰りになつた方々がいたわけでありまして、そちらの問題を収録した資料を、お持ちになつてゐるはずなんですが、だいぶ前であります。私が一べん承つたことがありますが、お出しになりませんでした。したがつて、今日、引き揚げてこられた方々の口伝えなり、あるいは情報なりで、なお残つてゐる方々があるというそういう資料を、おまとめであるはずだと思ひます。それで、そちらの資料を実はお出しをいただきたいのです。

もう一点、小野田さんの今回の問題をめぐりまして、國としてどのくらいの費用をこれに費やしておられるのか、それはまた、どういう費目でお出しになつてゐるのか、あとのことがありますから、あわせてお答えをいただきたいのです。

もう一つの問題は、白骨兵团などという名つかまとして、つまり南方の戦地、つまりルパンクだけが戦場じゃございませんで、至るところに日本軍が当時おつたわけであります。ところが、全滅をいたしまして、一人も生存者がいない、そういう部隊もあります。かくて白骨兵团などという名がつけられた時代がありました。ところが、この方々に対する遺骨収集ということについて、厚生省あるいは政府は、昨年、厚生大臣に私、こまかく承りましたが、まことに不十分なことしかやつておいでにならない。

そこで四十八年、さらに四十九年の、このことに関する予算というのは、結果的にどういうこと

になつてゐるのか、三點合わせて、ひとつお答えをいたさうたのであります。

によりますと、

○八木政府委員　お答え申し上げます。

第一点は、特に南方等におきまして、元日本兵が残留しているのではないかという点につきまして、いろいろな情報について、どういうような措置をとっているかというような御質問だろうと思ひますけれども、私ども、外務省あるいは商社あるいはいろいろな旅行者、さらに最近では、海外旅行が非常に多くなっておりますし、それから代理店のほうの遺骨収集でござりますとか、あるいは戦友会の慰靈墓とかいろいろな形で南方等へ参つておりますので、いろいろな生存情報といふものがござりますと、これにつきましては、一つ一つ調査するといふような方向でやつてゐるわけでござります。中には未確認の情報等もございますけれども、特に有力な情報等につきましては、厚生省から人を派遣する、あるいは外務省に依頼するというような形でやつてゐるわけであります。

最近までございました例といたしましては、つい最近の例で申しますと、四十七年の三月、それから四十八年の十一月に、アマム島で日本兵がいるんじゃないかというような、特に日本兵らしい者を見たというような情報が幾つかございまして、これの調査をやつております。それからカロリーン諸島のエンダベリー島におきまして、昭和四十七年十月にそういうような情報がございましたので、昭和四十七年の十月に、これも人を派遣しております。それからソロモン諸島のセントヨージ島には、昭和四八年五月、それからフィリピンのミンダナオ島につきましては、昭和四八年十一月いすれも調査団を派遣いたしました。

それで、これは単独の調査団の場合もございまして、それから遺骨収集等がございましたので、その機会に調査をするというようなことで、いよいよにしましても、かなり有力な情報等につきましては、一つ一つ調査して、その実態を明らかにすること、それが何をとつておるわけでございますが、そういう方法をとつておるわけですが、今まで具体的な、ただいま申し上げました調査になつてゐるのか、三点合わせて、ひとつお答えをいただきたいのであります。

によりますと、いずれも元日本兵殘留の資料は得られておりません。

それから特に、セントジョージ島におきましては、具体的な調査をいたしました結果、全員死亡というようなことで、戦没地点も確認したといふようなことで、これらの方々の御遺骨を収集するというような状態でございます。もちろん今回のルバング島につきましては、何回かにわたります調査団を派遣しております。

なお、そのほかの地域につきましても、有力な情報ではございませんけれども、何らかの情報があるという際には、南方地域におきます遺骨収集を、昭和四十八年、さらにもう一度おきましては、従来に比べましてかなり大がかりにやるということにいたしておりますので、そういう際にも、できるだけ調査いたしたいと思っておりますし、さらに今回、ルバング島におきまして、小野田さんが救出されたというようなこともございますので、従来以上に外務省とか商社等と連絡をとりまして、情報の収集にとめたいというふうに考えておる次第でございます。

それから御質問の第二点で、今回の小野田元少尉の救出工作中にどのくらいの経費がかかっているのかということでございますが、現在の関係は、派遣団がまだこちらへ帰つておりますので、まだ確定した内容を申し上げる段階ではございませんけれども、一昨年の十月から昨年の四月にかけて、半年近い大がかりな捜索をやつたわけでございますが、これに要しました経費は九千六百万円でございます。その大部分は、政府派遣団の旅費とそれから現地におきます航空機でございますとか自動車の借り上げ料とか人夫賃等でございます。

それから第三点の遺骨収集の問題でございますけれども、遺骨収集につきましては、戦後、いろいろな形で政府として実施いたしておった次第でござりますけれども、決して十分ではないわけでもございまして、国会等の御論議におきましても、十分でないというようなおしかりをいただいております。

りますし、来年、昭和五十年は戦後三十周年になるわけでありますから、戦後三十年を迎えるも、まだ海外に遺骨が残つておるということでは、申しあげないわけでござりますので、昭和四十八年度から、従来政府だけである程度の人数でやつておりましたのを、むしろ民間の戦友団体でございますとか遺族会等のよつた、民間団体の代表の御協力もいただきまして、かなり大規模な調査を実施する。したがつて、戦後三十年でござります昭和五十年を目途としまして、遺骨収集の大筋につきましては、何とか完了したいという方向で努力をいたしておる次第でございまして、昭和四十八年度におきましては、従来一千万円台程度でありました遺骨収集の予算につきまして二億二千万円、それから昭和四十九年度におきましては、二億五千万円という予算を予定しておる次第でござります。

でになりましたが、予算を削りなきんな、あなたがんばって削っちゃ困りますよと実はあれだけ申し上げたのです。というのは、四十八年の要求額は三億九千八百三十三万円です。そうでしょう。私は去年いろいろ申し上げましたが、これを見ればわかるんですが、昭和四十二年から国が予算を組んで始めた。四十二年が千三百七十八万円、四十三年が千五百九十五万円、二十四年が千九百七十二万円、四十五年が二千一百三十五万円、四十六年が二千一十万円、四十七年が四千六百八十万円、こういうわけです。これは二十年が終戦だとすれば、二十二年もたつてしまつてから初めて遺骨収集の予算を組んだんですね。それが千三百七十八万円から始まって六年目で四千六百八十万円、だから、六年間の総計一億四千万円しか国は出していません。そうでしょ。

いまお話を聞いてみると、小野田さんの捜査だけで九千六百万円だというんです。そうすると一億でしょ。今度は特別機を派遣したとかいろいろなことがござりますでしょ。そうすると、これらは一つ間違えば、一億四千万かかつちやうじや

○八木政府委員 お答え申し上げます。

人口も少ないのですけれども。だが、戦争が終つた後、二年間で一挙に三億円の金をかけて一部残らず全部収集をして、しかも、その地に全部りっぱな墓をつくった。遺言のある人は遺言を妻に言い残すことばがある人はことばをといて、全部碑に刻んで、りっぱな墓が全部できてしまっている。これは、おそらくなるほど収集が困難になるのはあたりまえです。こういふおかげたことをやつておつて、三十年苦労された小野田さんがお帰りになると、ばか騒ぎが始まるということでは、私は筋が通らぬという気がする。

そこで、念のために承りたいのですが、私の手元にある資料からすると、なくなつた方々は、まだいへんたくさん残つている数字になつてゐるのですけれども、遺骨収集ができるないで野ざらになつてゐる遺骨というものがたいへんたくさんある。あらためてここでひとつ、一体戦死者が葬らあって、遺骨収集は幾らできて、幾ら残つてゐるのか、はつきりしていただきたい。

ないですか。（発言する者あり）これは一つ間違えば、うしろから声がありますが、二億ぐらいの金はかかりやせぬかと思う。何と昭和四十二年から四十七年までの六年間で一億四千万しか使っていない。ばかな話であります。だから、白骨兵团は鬼哭啾々と泣いておりはせぬかと去年私は言つた。私も硫黄島に見習士官を連れていて、最後の輸送船で帰ってきた。それも爆撃をされている。だから、私はめったにこの委員会からの視察旅行には行かないんですけども、硫黄島と条件つけたら、それじやあということになつたのですから参りましたが、長崎から行つた輸送船団全部がられて、最後に一隻だけ残つた。たまたま命がねるわけです。だから、しみじみと感ずるわけですよ。靖国神社どころじやないです。

オーストラリアの例ですけれども、第二次大戦でオーストラリアの国民の方々が四万人戦死してい

骨収集で持つてまいりました御遺骨、その差引が
これから残つております御遺骨の数ということになると
は直ちにならないわけでござりますが、私どもい
ろいろの情報をさぐりまして、あとどの程度どう
いう地域にあるかというような形で、残りの地域
につきましての御遺骨の収集を達成したいとい
ふうに考えておる次第でございます。

○大出委員 四十八年一月四日の新聞ですが、「沖
繩跡に遺骨野ざらし 人家近くの丘で三百体
糸満郊外で旧日本兵放置され荒れ果て」というの
で写真まで載っているわけですね。何と私の行つ
た豊橋予備士官学校第一期というのは、実は三百
六十七名ばかり、関東から行つた人間の九割まで
沖繩で死んじゃつたんですよ。私と一緒に士官学
校を過ごした人たちです。この沖繩でさえ、上原
さん、ここにおいてなるけれども、こういう状
態でしよう。いかにざさんであり、いかに不熱心
かということが、私は目に見える気がする。いま
お話をありましたが、はつきりしない。私がずつ
と当たつていった限りでは、約二百四十万の方々
が戦死されている。そうしてわずかしか予算を組

戦没者の概数でございますが、さきの大戦におきます戦没者の概数は約二百四十万でござります。それから、そのうち部隊の復員等の際に送還いたしました御遺骨が約百七万でございます。それから、今までの遺骨収集によりまして送還された数が約十五万でございます。そこで、あとどの程度の御遺骨が、今後の遺骨収集で完全な収集ができるかということとでございますけれども、先生からも御指摘ございましたように、すでに三十年近くもたつておるわけでございますので、現地の状況等によりまして、その後、河川のはんらん等があるとか、あるいは爆弾の直撃を受けて粉碎したとか、あるいは海没したというようなことで、どの程度収集できるかという見通しが非常にむずかしい問題であるわけでござりますが、さらに戦争直後、米軍等によりまして、ある意味での戦場の整理等も行なわれたというふうに

してろくな収集をしていない。
そこで収集し切っているのは、みんな持つて帰ったものです。中国大陸なんかは、持つて帰つたのがたくさんありますよ、帰還された方々で。蔣介石の軍隊だつて、みんな持つて帰しているんです。たいへんに親切にしております、調べてみますと。だから、私は在外財産問題のときも調べたんですが、いま私の手元にある資料によれば、二百四十万の方の中で百四万八千八百三十七体、これが収集されている。そうすると、収集されないで野ざらしで残つているほうが多い。百四万柱しか収集していないので、百三十五万一千百六十柱残っている。こんなふざけたことはないです。

しからば遺族の人たちは、小野田さんがお帰りになるのをながめて、どう考へてゐるか。私の同期にも遺骨のないのがたくさんいる。だから、小野田さんの同期の方にだつて、遺骨がわからないのがいっぱいいる。そのことについて、この機会に政府は一言も融れようとしない。特別機を派遣して小野田さんを連れてくる。それは世間に對し

んでおりませんから、ほとんど遺骨収集は民間団体がやっている。それも学生さんが非常に多い。わざわざアルバイトで金をつくって行っているわけです、みんな。そうでしょう。ほとんど民間まかせ。

そして大騒ぎして、ばか騒ぎして行つた政府の収集団なんというのは、ほとんど収集できやしない。まず体力がない。学生さんが山に登つて全部調べた。だから、小野田さんの捜索だなんていつて、こんなに金を使つたって、何をやつたか、さっぱり疑わしいと私は思う、遺骨収集がそくなんだから。政府がやつたやつは、ほとんど収集していない。現場の学生なんか逆におこつている。民家を借りりて、ほんとうにアルバイトの金で行つたのだから、金を使わぬで、魚を突いて食つたりして、収集しているのがたくさんあります。ところが、政府から行つたのは、ホテルや何かに泊つ

ては、かっこいいことになるけれども、あの時期に玉碎をした白骨兵团で残ったままになつてゐる、これらの問題については一言も触れない。

しかも、さつき私が申し上げましたように、い

までかけた費用だつて、六年間で一億四千万し

か使つてないでしょ。四十八年は——まだ四

十八年度ですよ、三月末までは、まだ使い切つちや

いないです。年度でいえば、一億四千万しか

使つていない。小野田さんの今日までの検査段階

で九千六百万使つてあるじゃないですか、あなた

方は、今度は一切がつさい入れたら、一体幾らに

なるんですか、小野田さんの救出問題で、これは

あとでお答えいただきたい。だから、こういうも

の考え方では相ならぬ。この際、このことを契

機に、もっと積極的に、残存している日本のか

つての兵隊の方々がおいでになるのかならぬの

か。情報がある、しかばんどこでの的確にお調べ

になつたのか。これは、いまの答弁だけでは疑わ

しい。

しかも小野田さんの問題だつて、ルバングにお

いでになることは早くからわかつてゐた。じや、

どこまで一体親身の調査をしたのか。二十八年か

九年でしょ、島田さんという伍長の方が撃たれ

てなくなつたのは。小塙金七さんという一等兵の

方は、一昨年でしょ。もし、もっと早く手をつけ

ていたら、せつかく生き残つたその二人の方も一

緒に、三人一緒に帰つてこられたかも知らぬので

すよ。そうでしょ。私は、オーストラリアの例

を、さつき申しましたが、オーストラリアは、人

口の少ない国ですよ。だが、戦争が終わつたら、

すぐこれに立ち上がつて、二年間で日本の円に換

算して三億もかけているんですよ、日本の五十七

分の一の戦死者に対して。そういうことを適確に

何もやらぬで、今回のような騒ぎをしてみつて、

私は意味がないと言うのだ。

だから、鬼哭啾々たる方々はたくさんいるんだ

から、南方に百三十万からいるんだから、その意

味で、私は、どうしても政府主導型のばか騒ぎは

していただきたくないのです。これは大臣に御回

答いいただきたいのですが、先ほどのと二つお願ひします。

○齋藤國務大臣　今回、小野田元少尉が無事帰つてこられる、そのこと自体は、私は喜ばしいことだと思います。

だと思ひます。しかし、その陰に子供さんをなくされた遺族の方々、あるいはまたルバングで申し

まれば、ごく最近まで一緒におられた小塙一等

兵——昨年の十月まで一緒におられたわけでござります。

そういうふうな人たちの気持ちを思え

ば、私は暗い気持ちを持つておられる方がたくさん

おられると抨察をいたしております。したがつて、

私は、そういう背景というふうなことを十分頭に

描いておりますので、実は、今回、小野田さんが

お帰りになるにあたりましても、静かにお迎えを

してもらいたい、これが私の心からなる心境でござります。

それにつけましても、いま大出先生からお話を

とは、私は、政府としてまことに申しわけない次

第だと思ひます。今日までのいろいろな数字をお

あげになりましての御質問でござりますが、まさ

しく遺骨の収集は、四十八年度から二億台になつた程度でございまして、その前までは、お述べに

なりましたように、遺骨の収集がおくれておるこ

とは、私は、政府としてまことに申しわけない次

第だと思ひます。今日までのいろいろな数字をお

あげになりましての御質問でござりますが、まさ

しく遺骨の収集は、四十八年度から二億台になつた程度でございまして、その前までは、お述べに

なりましたように、遺骨の収集がおくれておるこ

とは、私は、政府としてまことに申しわけない次

第だと思ひます。今日までのいろいろな数字をお

あげになりましての御質問でござりますが、まさ

しく遺骨の収集は、四十八年度から二億台になつた程度でございまして、その前までは、お述べに

なりましたように、遺骨の収集がおくれておるこ

とは、私は、政府としてまことに申しわけない次

第だと思ひます。今日までのいろいろな数字をお

あげになりましたように、遺骨の収集がおくれておるこ

とは、私は、政府としてまことに申しわけない次

第だと思ひます。今日までのいろいろな数字をお

あげになりましたように、遺骨の収集がおくれておるこ

とは、私は、政府としてまことに申しわけない次

第だと思ひます。今日までのいろいろな数字をお

あげましたように、遺骨の収集がおくれておるこ

なども一つの例でございます。今日までの数字をあげての御質問、私はほんとうにそのとおりで、何のことばも返す道はないと思います。今後とも

二億とは何だと私は言いたいのです。さつきから何べんも例をあげているように、終戦後、二十一年、二十二年というこの二年間で、オーストラリアでさえ、あれだけの国で邦貨に換算して三億円の金を使つた。いま終戦後、何年たつていますか。当時の金でしよう、この三億円というのは。いまの日本の立場からすれば、何百億もの金をかけなければならぬ筋合いでよ。そつで

しよ、貨幣価値からいつたつて。一つも金かけないで収集できるはずがないじゃないですか。ほ

かに使う金は山ほどある。ならば、こういうけじめはきちつとしなければならぬですよ。筋道とし

ょ、削らせなきなと私は大蔵省にも当時言いました

けれども、今回の救助につきましては、昨年から

一昨年にかけて行ないましたのと違いまして、非

常に短期間でございいます。そういうことで、こちらから参りました職員、あるいはお願いしました

るわけでありますので、御了解をいただきたい。大臣、もう一言ひとつお答えください。

○齋藤國務大臣 大出先生のおっしゃったこと、

私、非常にごもつともなことだと考えておりまし

て、私もそうした気持ちで臨みたいと思います。

今後とも生存その他の情報等がありますれば、草の根を分けてもさがすという努力、最大の努力をいたす考えでございますし、遺骨収集についても努力をいたしたいと思います。

○大出委員 一言だけ最後に申し上げますが、引き揚げてきた方の、厚生省が合計六十万人分以上の引き揚げ者名簿をおなくしくなつた。

そこで、一つ例をあげて申し上げますと、仙崎に帰ってきた人で、これは韓国からの引き揚げであります、石田照雄さんと申します。これは具体的な例であります、新聞にも出ましたが、朝鮮から釜山経由で仙崎に帰ってきた、昭和二十二年に在外財産がございまして、現金もございません。現金が当時二十八万円、これを、みんな取り上げられたわけであります。それで税関で証明書をいただきましたが、このとき引き揚げたのは三人ばかりで、一緒に帰ってきております。この人は、横浜市南区井土ヶ谷中町七十番地、電話が(七四一)五二〇二、こいつうわけであります。ところが、この人が鶴見で火災にあいまして、もらい火で全部焼けてしまつた。あわせて証明書をなくしました。

そこで、在外財産問題だとかいろいろな問題が、その後出てまいりまして、証明書をもらおうと思つて、引き揚げ者名簿があるはずでありますから、厚生省へ行つたらいいと言つたんだと言つたら、わからぬと言つた。で、いろいろやりとりをしたんだが、ないものはしかたがないと頭を下げられて、につもさつちもいかない。

結論を先に言いますが、そんなに過去の苦しい時代、引き揚げてくる時代のことにはない。これは明らかに責任の所在は厚生省だと思つんでありますが、まず責任の所在を明らかにしていただいて、うそはないんですから、やはり克明に本人を呼ん

で聞いてみて、六十万人分皆さんがなくしているんですから、泣き寝入りをした人はほかにもいるんですから、しかも、これは永久保存になつてい

るんですから、やはりその記録を全部おたくのほ

うでおとりになつて、必要なんだからできる限

りの措置は確認の形としてあげていいんじゃない

かと私は思うんですよ、これは終戦処理の一つな

んだから。そうでしょう。

皆さん、いま小野田さんのことだって二億も金

かけるんでしょう。それならば、これは昔の金な

いですからわざかな金ですよ。その辺のことは、

すけれども、私どものほう、あるいは総理府のほ

うで、その後行ないました——厚生省の関係では

引揚者給付金がございますし、それからその後、

皆さん、いま小野田さんのことだって二億も金

かかるんでしょう。それならば、これは昔の金な

いですからわざかな金ですよ。その辺のことは、

思つておる次第でございまして、こういう面で引き揚げの方にいろいろ御迷惑をかけております点につきましては、深くお詫びを申し上げたいと思つてございます。

なお、現実に、しかば引き揚げ証明がないと

いう場合にどうするかという第二の点でございま

すけれども、私どものほう、あるいは総理府のほ

うで、その後行ないました——厚生省の関係では

引揚者給付金がございますし、それからその後、

皆さん、いま小野田さんのことだって二億も金

かかるんでしょう。それならば、これは昔の金な

いですからわざかな金ですよ。その辺のことは、

つきましても、また国民がこれにあと押しをしたことについても、ほんとうにありがたいことだと思います。

ただ、ここで特に指摘したいことは、この生存未帰還者といふもの、生命をいま保つておるとい

うのが明確になつた場合には、大いに総力をあげてその救出をはかるということは、これはたいへん大事なことなんですが、もともと、こ

のフイリピンのルバング島の元日本兵につきまし

ては、すでに赤津一等兵が投降し、さらに島田伍

長戦死という時点から、ルバングに生存者がおる

ということははつきりしたし、それは小野田元少

尉であり、小塙一等兵であるということもわかつ

ております。

そこで、昭和三十四年の二月二十七日、第三十

一国会で比国ルバング島の元日本兵の生還を期す

る決議、これが当時、海外同胞引揚特別委員会と

いうのがありますて、私、ちょうど昭和二十一年

からまる十二年間、この委員会へずっと連続構成員としてつめておりましたが、この生還を期す

る決議案ができて、この特別委員会は、任務を完

了したというので、一応取りやめになつた委員会

であります。そして、この戦後十二年間その責務

を全くした海外同胞引揚特別委員会の最後の決議案は、

「戦後既に十四年、今なお東南アジア諸地域の一

部に少数の同胞が生き残つていると伝えられる

ことは、人道上まことに遺憾にたえない。

政府は、この際あらためて関係諸国の協力を

求め、その所在に關し、調査の徹底をはかり、

特に比国ルバング島の元日本兵については、た

だちに適切な措置を講じ、その生還の万全を期

すべきである。

右決議する。」

これは、党派をこえて国会の決議となつた記録が

あるわけです。私もその提案者の一人として、こ

の決議がようやく実を結んで、今日きょう、小野

田さんが無事に生還されたことは祝福にたえな

い。けれども、いま大出さん指摘のように、小塙

さんを生存のままお帰しできた道もあったと私は思うのです。まずかったと思う。きょうお二人が御一緒に帰れば、どんなにうれしいことであつたかという感じが脳裏を去つておりません。私、その意味で、せめて、小野田さんが無事にお帰りになつたこの機会に、長い間御苦労されたことに對して、国民がこれをあたたかく迎えるということにおいては、これは心から賛意を表する次第です。

同時に、この問題を契機に、いろいろ諸問題の解決が、この時点でなされなければならぬことが幾つもあるわけです。第一に、戦後三十年間もジャングルの中に生き抜いてこられた小野田さん個人に対しても、私、おとうさんの小野田種次郎さんと長い間おつき合いをしておりまして、東京へ来られるたびに、私の部屋へも寄つていただいておつたし、また、たびたびお手紙も、ルバング島へ行かれた当時の、現地で土を入れて、もう捜査したけれどもわからない、死亡と認めるといふ悲壮なお手紙も、十四年前のお手紙もいま思い起こすのです。「十分の検査と調査を頂きまして、何も思ひ残すことはありません。島の小石に宿らせて持ち帰ったルバングの靈は、十五日にもみぢ散りつぐ故郷の山に埋めました。六年間もジャングルに迷つた靈も、安らかに眠ると思へば私共も心安まります。」といふ意味の、これは十五年前のお手紙ですが、この私にとって、いま非常につかしい手紙が出てきたわけです。その後も幾つもいただいているお手紙がこれにあります。親の気持ちと、なかなかよくできた御家庭であるという感じをしみじみ持つものでござりますが、きょうこの御両親が、せめて八十六と八十八のお二人が生きておつてよかつたと思うのです。このお二人が故人となつておつたら、どんなにさびしい小野田さんの帰國であろうかと思ひますと、御両親が健在でお子さまを迎えるということを、私は祝福したいと思つております。

同時に、小野田さんが祖国へ帰つた後に、あまりお祭り騒ぎでなくて、静かに故国へ帰られるよ

うに、静かにこれから的人生を考えるようにしてあげるよう配慮をされる必要がある。政府自身も、その点を心してもらいたい。しかし、小野田さんは自身の、現地で軍人として最後まで使命に生きたといふこのすなおな気持ちは、これは軍国主義につながるという意味で、すなおな気持ちで上官の命で任務に服したという意味で、こちへ帰られたこの機会に、陛下の軍人として生きてきたという気持ちも、きっとおありだと思うのですが、あまりむずかしいことを考えないで、天皇陛下御自身にお会いしたい気持ちがあれば、すなおに宮内庁も、これをお認めになられていいくことだ。横井さんのときには、それが実現できなかつた。いろいろと当たりさわりがあるような話でございましたが、このたびは、フィリピンのマルコス大統領も、元首としてのマルコス大統領さえも、小野田さんに会つておられるのです。

こういう意味で、日本へ帰られて、フィリピンの国が協力してくれた、それに対する感謝を貰たために認識すると同時に、日本においても、大臣領さえも会つて御苦労さんだと、ある意味においては、憎しみを感じる者か、恩讐を越えてこの気持ちを示してくれているフィリピンに対する気持ちは非常に慎重に御処理されておるようになりますが、現地で恩讐を越えてマルコス大統領さえも会見しておるので、これは、ちよつと今までと違つた一つの意味があると思いまして、この点、あまりむずかしく、陛下とお会いする人々を、そんなに制約されるようなことは、逆に陛下が雲の上に押し上げられるようなことになる危険があるので、民衆の中に溶け込まれる陛下という立場からいえば、この機会にぜひこれが実現されるよう配慮してもらいたい、発言する者あらざる危险があります。お算定委員会ががんがん言つて、いう形で、私の、いまあわせて質問しようということまで、発言を抑えようということになつて……。

○瓜生政府委員 小野田さんが無事にお帰りになることは心からうれしく思つております。
陛下もきのうは、非常に喜んでおられる談話を、宮内庁長官されておるようござります。お祭り騒ぎというのじやなくて、すなおな意味でこの問題の処理に當つていく上で、陛下への御対面といふようなことがそつむずかしいことではないと私は思つのですが……。

○受田委員 非常に慎重に考えて、方針としてこの問題は非常に慎重に御処理されておるようになりますが、現地で恩讐を越えてマルコス大統領さえも会見しておるので、これは、ちよつと今までと違つた一つの意味があると思いまして、この点、あまりむずかしく、陛下とお会いする人々を、そんなに制約されるようなことは、逆に陛下が雲の上に押し上げられるようなことになる危険があるので、民衆の中に溶け込まれる陛下という立場からいえば、この機会にぜひこれが実現されるよう配慮してもらいたい、発言する者あらざる危険があります。お算定委員会ががんがん言つて、いう形で、私の、いまあわせて質問しようということまで、発言を抑えようということになつて……。

○齋藤國務大臣 受田委員のお気持ちは、十分宮内庁にも連絡をいたしたいと思います。
○受田委員 それから、この問題とあわせて、いまだ出さんも指摘されたことですが、私、もう一回、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決に入ります。

○徳安委員長 これより討論に入るのであります

での英靈にこつちへ帰つていただく広範な地域を、全面的な外交交渉ですかり成功せねばいかぬ。それから沈船、船で沈んだ英靈、この沈船引き揚げ、「陸奥」が、ようやく引き揚げが完了して、あそこの七百名の遺骨が引き揚げられた、英靈が他の各地、南方諸地域には、沈船で、五十メートルぐらいの水深のところへたくさん沈んでおるのですが、これが中においてなる、わかっていますが、これが中においてなる、わかっている英靈、これに思い切つて予算をとる。それから遺骨収集団、ちょうど私がお尋ねしたいことを、大出さんが言つてくださつたのですが、私、何年も学生の遺骨収集団に関与しているから、学生のあのすなおな気持ちは、もっと国家が予算を振り向けてやってもらいたいなど、今まで歯がゆかつたのですが、この機会に大幅な予算を組んで、あらゆる手段を尽くして全面的な遺骨収集、墓参団もあわせてやる、こういうことで厚生大臣、ひとつ勇気を持って当たつてもらいたい。それから、長田玉枝さんという神戸のお方が、これも私、長いおつき合いをしているが、御自身の子供が戦時死亡宣言で処分されるべきじやない、必ず子供は生きておると言うて南方まで行かれた、こういう未確認の方々、未帰還者というものに対して、もつと行き届いた対策を、この際つていただきたい。これは時間の都合で、総括的に質問しましたが、お答え願いたい。

○齋藤國務大臣 遺骨収集等につきましては、從来のようなことではなく、思い切つた大規模なものにいたすように、今後とも努力をいたしますし、未帰還者の方々につきましては、その心情に思いをいたし、努力をいたしたいと思います。

○受田委員 では終わります。

○徳安委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

内閣提出、参議院送付、厚生省設置法の一部を
改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立總員。よつて本案は原案のと
おり可決すべきものと決しました。
なお、ただいま議決いたしました法律案に関する
委員会報告書の作成につきましては、委員長に
御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 次回は、公報をもつてお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後二時二十三分散会